

*北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る入札の公告..... (総務業務センター)	35
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (総務業務センター)	36
○特定調達契約に係る落札者等の公示(2件)..... (広報広聴課)	37
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (農業支援課)	38
○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業支援課)	38
○土地改良事業の工事の完了の届出..... (農業施設管理課)	38
○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)	39
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	39
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	40
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	40
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	40
支庁告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	41

告 示	
北海道告示第304号	
次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。	
なお、この入札に係る調達とは、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。	
平成19年4月20日	
北海道知事 高橋 はるみ	
1 入札に付する事項	
(1) 調達をする物品等の名称及び数量	
ア 複写機等の賃貸借(点検、調整及び消耗品(ステープル及び用紙を除く。)の供給を含む。以下同じ。)29台分に係る1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価	
イ 調達台数及び調達予定枚数	
29台及び1か月当たり1,255,000枚(29台分の調達予定枚数)	

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成19年6月1日から平成22年5月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成19年北海道告示第13号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成19年4月20日(金)から5月1日(火)までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。)
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道総務部行政改革局総務業務センター
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所 北海道総務部行政改革局総務業務センター
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟4階会議室7(送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総務部行政改革局総務業務センター)
- (2) 入札日時 平成19年5月14日(月)午前10時30分(送付による場合は、平成19年5月11日(金)までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名 称 及 び 数 量 複写機等の賃貸借一式 7台

イ 予 定 時 期 平成19年5月頃

- (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成19年2月2日付け北海道告示第65号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

落札決定に当たっては、有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、調達台数に係る1か月当たりの入札金額（単価）に、1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定枚数を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター

- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011-204-5076

11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

Lease of copy machin (Maintenance services and consumable supply included, except staple and paper).

Lease of 29 copy machines Up to 1,255,000 copies a month

B . Bid tendering date and time :

10 : 30 A. M., May 14, 2007 (Mailed bids must arrive no later than May 11, 2007)

C . Contact :

Administrative Service Center, Administrative and Financial Reform Bureau
Department of General Affairs, Hokkaido Government Nishi 7-Chome, Kita 3-jo,
Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan.
Phone : 011-204-5076

北海道告示第305号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成19年4月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 複写機等の賃貸借その1

ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給を含む。以下同じ。）7台分に係る1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価

イ 調達台数及び調達予定枚数

7台及び1か月当たり272,000枚（7台分の調達予定枚数）

- (2) 複写機等の賃貸借その2

ア 複写機等の賃貸借 3台分に係る1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価

イ 調達台数及び調達予定枚数

3台及び1か月当たり41,000枚（3台分の調達予定枚数）

- (3) 複写機等の賃貸借その3

ア 複写機等の賃貸借 3台分に係る1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価

イ 調達台数及び調達予定枚数

3台及び1か月当たり22,000枚（3台分の調達予定枚数）

- (4) 複写機等の賃貸借その4

ア 複写機等の賃貸借 14台分に係る1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価

イ 調達台数及び調達予定枚数

14台及び1か月当たり514,000枚（14台分の調達予定枚数）

2 落札を決定した日

平成19年4月4日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 複写機等の賃貸借その1

ア 氏 名 富士ゼロックス北海道株式会社

イ 住 所 札幌市中央区大通西10丁目4番地133

(2) 複写機等の賃貸借その2及びその3

ア 氏 名 コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社

イ 住 所 東京都中央区日本橋本町1丁目5番4号

(3) 複写機等の賃貸借その4

ア 氏 名 キャノンマーケティングジャパン株式会社

イ 住 所 東京都港区港南2丁目16番6号

4 落札金額

(1) 複写機等の賃貸借その1

基本料金 一式 2,716円

複写料金 1枚当たり 79銭

(2) 複写機等の賃貸借その2

基本料金 一式 0円

複写料金 1枚当たり 1円50銭

(3) 複写機等の賃貸借その3

基本料金 一式 0円

複写料金 1枚当たり 1円30銭

(4) 複写機等の賃貸借その4

基本料金 一式 0円

複写料金 1枚当たり 77銭

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成19年3月9日付け北海道告示第149号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道告示第306号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成19年4月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

(1) 名 称 平成19年度電波媒体道政広報実施業務（道政広報レギュラー番組（テレビ））

(2) 数 量 調達予定数量（放送回数） 26回

2 随意契約の相手方を決定した日

平成19年4月3日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社オリコム

(2) 住 所 東京都港区東新橋1丁目5番2号 汐留シティセンター

4 随意契約に係る契約金額

制作及び放送金額 1回当たり 1,267,114円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道知事政策部知事室広報広聴課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第307号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成19年4月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

平成19年度新聞紙面利用による道政広報実施業務（みなさんの赤れんが） 一式

2 随意契約の相手方を決定した日

平成19年4月5日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社オリコム

(2) 住 所 東京都港区東新橋1丁目5番2号 汐留シティセンター

4 随意契約に係る契約金額

43,509,102円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道知事政策部知事室広報聴課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第308号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成19年4月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

南美原土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成19. 3. 31	理 事	宮 崎 英 治	江別市美原1086番地
同	同	同	齊 藤 孝 史	石狩郡新篠津村第39線南49番地
同	同	同	五十嵐 登	江別市美原1325番地
同	同	同	山 田 敏 夫	同 美原951番地
同	同	同	正 木 利 行	同 篠津546番地の6
同	同	監 事	竹 内 勝 宣	同 篠津787番地の1
同	同	同	齊 藤 孝 道	同 美原811番地の7
退 任	同 19. 3. 30	理 事	宮 崎 英 治	同 美原1086番地
同	同	同	齊 藤 孝 史	石狩郡新篠津村第39線南49番地
同	同	同	五十嵐 登	江別市美原1325番地
同	同	同	山 田 敏 夫	同 美原951番地
同	同	同	正 木 利 行	同 篠津546番地の6
同	同	監 事	竹 内 勝 宣	同 篠津787番地の1
同	同	同	齊 藤 君 廣	石狩郡新篠津村第38線南54番地

篠津中央土地改良区

退 任 年 月 日	理事・監事の別	氏 名	住 所
平成19. 3. 30	理 事	三 角 和 雄	江別市美原278番地

遠別土地改良区

就 任 年 月 日	理事・監事の別	氏 名	住 所
平成19. 4. 7	理 事	大 西 克 博	天塩郡遠別町字東野336番地

安平町土地改良区

就 任 年 月 日	理事・監事の別	氏 名	住 所
平成19. 4. 1	理 事	大久保 五十六	勇払郡安平町追分旭697番地
同	同	長 澤 秀 俊	同 追分向陽800番地
同	同	中 田 正 敏	同 追分美園422番地

同	同	杉 淵 誠 司	同	追分豊栄585番地
同	同	千 田 栄 一	同	追分弥生657番地
同	監 事	城 寶 敏 克	同	追分美園453番地
同	同	山 木 穰	同	追分弥生689番地 5

鶴川土地改良区

就 任 年 月 日	理事・監事の別	氏 名	住 所
平成19. 4. 1	理 事	小 林 繁	勇払郡むかわ町穂別稲里590番地 5
同	同	五十嵐 秀 夫	同 穂別豊田372番地
同	同	清 川 正	同 穂別697番地
同	同	上 杉 俊 光	同 穂別稲里366番地
同	同	橋 本 幸 雄	同 穂別和泉72番地 7
同	同	星 正 臣	同 穂別仁和78番地
同	同	石 崎 護	同 穂別488番地 4
同	同	森 宣 彦	同 穂別仁和367番地20
同	同	田 代 英 孝	同 穂別安住239番地28
同	監 事	藤 江 政 利	同 穂別稲里690番地 3
同	同	森 本 豊	同 穂別和泉191番地 3

北海道告示第309号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年4月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

認 可 年 月 日	土 地 改 良 区 名
平成19. 4. 11	由 仁 土 地 改 良 区
同	遠 別 土 地 改 良 区
同 19. 4. 12	篠津中央土地改良区
同	清水町土地改良区

北海道告示第310号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、オロロン土地改良区の行う土地改良（有明北地区小規模土地改良（農業用排水））事業の工事を平成18年11月24日に完了した旨の届出があった。

平成19年4月20日

北海道告示第311号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成19年4月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林の所在場所 利尻郡利尻町仙法志字久連51（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所 白糠郡白糠町オオナイ7地先・5・6の1・7（以上1筆地先3筆について次の図に示す部分に限る。）、4

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第312号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成19年4月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 夕張市日吉2の1・3の1（以上2筆について次の図

に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 富良野市2282の1（次の図に示す部分に限る。）、北の峰町4799の2

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所 古宇郡神恵内村大字赤石村38の1地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所 積丹郡積丹町大字美国町字大沢1015の1地先・1250の2地先（以上2筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所

上川郡下川町珊瑚1530の4・1531の9・1532の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、7の1、8の1、9の1、10の1、11、12、13の1、14の1、15の1、16の1、17の1、18の1、19の1、20の1、21の1、22の1、23の1、24の1、25の1、26の1、27の1、28の1、29の1、30の1、31の1、1530の1、1530の7から1530の9まで、1531の1、1531の10、1532の5

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

珊瑚1530の1・1531の10（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、7の1、8の1、9の1、10の1、11、12、13の1、14の1、15の1、16の1、17の1、18の1、19の1、20の1、21の1、22の1、23の1、24の1、25の1、26の1、27の1、28の1、29の1、30の1、31の1、1532の5

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第313号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成19年4月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 目梨郡羅臼町礼文町9の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

2(1) 解除予定保安林の所在場所 目梨郡羅臼町礼文町9の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 魚つき

(3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁産業振興部林務課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第314号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成19年4月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 白糠郡白糠町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 紋別郡遠軽町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 干害の防備

(3) 解 除 の 理 由 林道用地とするため

3(1) 解除予定保安林の所在場所 有珠郡壮瞥町字壮瞥温泉94の6・95の96・95の99（以上3筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

4(1) 解除予定保安林の所在場所 富良野市2283の7・2283の8・7331（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課並びに富良野市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第315号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成19年4月20日

北海道知事 高 橋 はるみ 1 指定施業要件変更予定保安林 中川郡美深町（次の図に示す部分に限る。） の所在場所 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 3 変更後の指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 美深町（次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び美深町役場に備え置いて縦覧に供する。）	(3) 複写機等の賃貸借その3 ア 落札に係る物品等の名称 デジタルカラー複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）1台1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価 イ 調達台数及び調達予定枚数 1台及び1か月当たり カラー3,440枚 モノクロ2,840枚 (4) 複写機等の賃貸借その4 ア 落札に係る物品等の名称 大判デジタル複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）1台1か月当たりの単価及び1カウント（A4、A3及びB4サイズを1カウント、A2及びB3サイズを2カウント、A1及びB2サイズを3カウント、A0及びB1サイズを5カウントと換算する。以下同じ。）当たりの単価 イ 調達台数及び調達予定カウント数 1台及び1か月当たり360カウント (5) 複写機等の賃貸借その5 ア 落札に係る物品等の名称 大判デジタル複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）1台1か月当たりの単価及び1カウント当たりの単価 イ 調達台数及び調達予定カウント数 1台及び1か月当たり1,540カウント (6) 複写機等の賃貸借その6 ア 落札に係る物品等の名称 デジタル複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）2台1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価 イ 調達台数及び調達予定枚数 2台及び1か月当たり68,530枚 (7) 複写機等の賃貸借その7 ア 落札に係る物品等の名称 デジタルカラー複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）1台1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価 イ 調達台数及び調達予定枚数 1台及び1か月当たり カラー800枚 モノクロ20枚 (8) 複写機等の賃貸借その8 ア 落札に係る物品等の名称 大判デジタル複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を
支 庁 告 示	
北海道胆振支庁告示第15号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成19年4月20日 北海道胆振支庁長 佐 藤 功 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 複写機等の賃貸借その1 ア 落札に係る物品等の名称 デジタルカラー複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）1台1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価 イ 調達台数及び調達予定枚数 1台及び1か月当たり カラー4,500枚 モノクロ1,280枚 (2) 複写機等の賃貸借その2 ア 落札に係る物品等の名称 デジタル複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）1台1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価 イ 調達台数及び調達予定枚数 1台及び1か月当たり29,300枚	

含む。) 1台1か月当たりの単価及び1カウント当たりの単価

イ 調達台数及び調達予定カウント数
1台及び1か月当たり210カウント

(9) 複写機等の賃貸借その9

ア 落札に係る物品等の名称

デジタル複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。） 1台1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価

イ 調達台数及び調達予定枚数
1台及び1か月当たり17,900枚

2 落札を決定した日

- | | |
|-----------------|------------|
| (1) 複写機等の賃貸借その1 | 平成19年3月20日 |
| (2) 複写機等の賃貸借その2 | 平成19年3月15日 |
| (3) 複写機等の賃貸借その3 | 平成19年3月20日 |
| (4) 複写機等の賃貸借その4 | 平成19年3月15日 |
| (5) 複写機等の賃貸借その5 | 平成19年3月15日 |
| (6) 複写機等の賃貸借その6 | 平成19年3月15日 |
| (7) 複写機等の賃貸借その7 | 平成19年3月15日 |
| (8) 複写機等の賃貸借その8 | 平成19年3月15日 |
| (9) 複写機等の賃貸借その9 | 平成19年3月15日 |

3 落札者の氏名及び住所

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 複写機等の賃貸借その1 | |
| ア 氏 名 | 東洋事務機株式会社 |
| イ 住 所 | 室蘭市高砂町1丁目2番23号 |
| (2) 複写機等の賃貸借その2 | |
| ア 氏 名 | 総合事務機株式会社 |
| イ 住 所 | 室蘭市東町2丁目23の11 |
| (3) 複写機等の賃貸借その3 | |
| ア 氏 名 | 道南事務器株式会社 |
| イ 住 所 | 室蘭市中央町3丁目1番6号 |
| (4) 複写機等の賃貸借その4 | |
| ア 氏 名 | 株式会社平林紙店 |
| イ 住 所 | 室蘭市中央町2丁目8番9号 |
| (5) 複写機等の賃貸借その5 | |
| ア 氏 名 | 株式会社平林紙店 |
| イ 住 所 | 室蘭市中央町2丁目8番9号 |

(6) 複写機等の賃貸借その6

ア 氏 名 道南事務器株式会社
イ 住 所 室蘭市中央町3丁目1番6号

(7) 複写機等の賃貸借その7

ア 氏 名 道南事務器株式会社
イ 住 所 室蘭市中央町3丁目1番6号

(8) 複写機等の賃貸借その8

ア 氏 名 株式会社高橋商店
イ 住 所 苫小牧市表町4丁目2番8号

(9) 複写機等の賃貸借その9

ア 氏 名 株式会社平林紙店
イ 住 所 室蘭市中央町2丁目8番9号

4 落札金額

(1) 複写機等の賃貸借その1

基本料金 32,000円

複写料金

カラー

1枚から3,000枚まで 1枚当たり 28円

3,001枚以上 1枚当たり 23円

モノクロ

1枚から1,000枚まで 1枚当たり 6円

1,001枚以上 1枚当たり 4円50銭

(2) 複写機等の賃貸借その2

基本料金 37,000円

複写料金

1枚から15,000枚まで 1枚当たり 4円30銭

15,001枚から30,000枚まで 1枚当たり 4円20銭

30,001枚から50,000枚まで 1枚当たり 4円

50,001枚以上 1枚当たり 3円80銭

(3) 複写機等の賃貸借その3

基本料金 19,500円

複写料金

カラー

1枚から3,000枚まで 1枚当たり 28円

3,001枚以上 1枚当たり 23円

モノクロ 1枚から2,000枚まで 1枚当たり 6円 2,001枚以上 1枚当たり 4円50銭 (4) 複写機等の賃貸借その4 基本料金 20,000円 複写料金 1カウントから300カウントまで 1カウント当たり 8円 301カウントから600カウントまで 1カウント当たり 7円 601カウント以上 1カウント当たり 6円 (5) 複写機等の賃貸借その5 基本料金 40,000円 複写料金 1カウントから1,500カウントまで 1カウント当たり 9円 1,501カウントから3,000カウントまで 1カウント当たり 7円 3,001カウント以上 1カウント当たり 6円 (6) 複写機等の賃貸借その6 基本料金 78,000円 複写料金 1枚から40,000枚まで 1枚当たり 4円 40,001枚から60,000枚まで 1枚当たり 3円50銭 60,001枚以上 1枚当たり 3円 (7) 複写機等の賃貸借その7 基本料金 21,000円 複写料金 カラー 1枚当たり 30円 モノクロ 1枚当たり 6円50銭 (8) 複写機等の賃貸借その8 基本料金 20,000円 複写料金 1カウント当たり 8円 (9) 複写機等の賃貸借その9 基本料金 31,000円 複写料金 1枚から10,000枚まで 1枚当たり 4円60銭 10,001枚から20,000枚まで 1枚当たり 3円80銭 20,001枚から25,000枚まで 1枚当たり 3円50銭	25,001枚以上 1枚当たり 3円30銭 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成19年 1月26日付け北海道胆振支庁告示第2号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 複写機等の賃貸借その1からその5まで ア 名称 北海道胆振支庁地域振興部総務課 イ 所在地 室蘭市幸町9番11号 (2) 複写機等の賃貸借その6からその8まで ア 名称 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課 イ 所在地 室蘭市幸町9番11号 (3) 複写機等の賃貸借その9 ア 名称 北海道胆振保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課 イ 所在地 室蘭市幸町9番11号 正 誤 ○平成19年3月30日(号外第11号) 北海道企業管理規程第3号(北海道企業局財務規程の一部を改正する規程)中に次のとおり誤りがあったので訂正する。 ページ 欄 行 2 左 4 誤 (昭和52年北海道企業局 正 (昭和53年北海道企業 2 左 8 誤 固定資産の表中 正 固定資産の事項中 2 左 12から14まで 誤 「 の次に 石狩湾新港地域 工業用水道 配水管移設 建設仮勘定 を加える。 」
--	---

正 「 苦小牧地区 工業用水道 改修建設仮勘定 を 石狩湾新港地域 工業用水道 配水管移設 建設仮勘定 」 北海道企業管理規程第4号（北海道企業局処務規程の一部を改正する規程）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。 ページ 欄 行 2 左 25 誤 第7条(5)中 正 第7条第5号中 誤 「又は製造の請負及び 正 「及び製造の請負並びに 北海道企業管理規程第5号（北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。 ページ 欄 行 2 右 6 誤 得た」及び表を 正 得た額」を 2 右 7 誤 定める」に改める。 正 定める額」に改め、同項の表を削る。 2 右 8 誤 第9条中 正 第9条第1項中	2 右 14 誤 第7条の2第2項の定めに関わらず、 正 この規程による改正後の第7条の2第2項の規定にかかわらず、
---	--